



□ 発行 芳賀町工業団地連絡協議会

□ 栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 98

□ TEL 028(677)5033

□ <http://www.hokoren.com>

□ E-Mail : information@hokoren.com

□ 編集責任者 渡辺 信夫

■ 栃木県県土整備部長に要望書提出

8月1日(木)川上会長、富永・多部田・種子副会長、事務局長渡辺が、谷 英夫県土整備部長に交通渋滞対策に係る道路整備の促進について要望書を提出しました。

川上会長は「日頃から県民の安全・安心を支え、持続可能な県土発展にご尽力されるとともに、私ども工業団地を取り巻く総合的な道路整備を推進していただき、心から感謝申し上げるしだいです。芳工連としましては、今後とも万全の交通渋滞対策をお願いしたく、本日要望書を提出させていただきます。なお、内容につきましては2項目とも従来からのものですが、特に1点目の宇都宮テクノ街道板戸大橋の4車線化につきましては、5月27日に鍬入れ式が行われ工事に着手されたことに深く感謝申し上げます。今後は、早期完成に向けてご尽力いただけますようお願いいたします」などと挨拶し、続いて種子副会長が内容の説明をしました。

谷県土整備部長は「宇都宮東部地区の車の利用者、LRTの利用者の皆様のご協力に感謝申し上げます。LRTを計画した際、車やバイクの方に利用してもらえないか不安でしたが、多くの方に利用していただいております。収支にも効果が出ており感謝申し上げます。さて、要望事項の1点目の板戸大橋の4車線化については、次長時代に一刻も早く事業化したく国に出向いて要望し、1年前倒しをしていただいた経緯があります。早く通したいのは県の悲願でもあります。2点目の宇都宮高根沢バイパスについては、JR東日本に跨線橋工事を最短の工程でお願いしているところです。また、芳賀町における自動運転実証実験については車（ホンダクルーズ）の調達ができなくなり、バスでの方法も検討しましたが、大関芳賀町長がぜひ本田技研工業の車でということから未実施となっています。これから、社会実験ができれば実施したい」などと挨拶されました。



(谷県土整備部長(左)に要望書を手渡す川上会長)



提出した2項目の要望と確認事項についての県からの回答は、次のとおりです。

1 主要地方道宇都宮・向田線（宇都宮テクノ街道）の4車線化について

宇都宮テクノ街道は、板戸大橋部分を除き4車線化されており、懸案でありました板戸大橋部分も4車線化工事に着手され、誠にありがとうございます。今後、縦軸の国道408号バイ

パスの優先整備とともに、交差する宇都宮テクノ街道板戸大橋早期4車線化工事の早期完成に向けて、ご尽力いただけますようお願いいたします。

【県の回答概要】～齋藤勇作道路整備課長～

宇都宮テクノ街道の整備は平成14年度に全長6.2kmで着手。平成31年3月に暫定2車線で開通。令和4年3月に板戸大橋を除いて4車線に。板戸大橋の4車線化工事は、橋の下流側にもう一本橋を架けます。令和5年度から前倒して事業化。今年度、左岸側から下部工工事とともに橋桁にも着手します。橋梁920mと非常に長いため一気に工事ができないことから、橋台・橋脚18基の内11基に着手、上部工は3分割して一番東側約300mを製作します。なお、6～10月は増水期のため工事はできませんが、計画的に事業を進め早期供用開始に努めてまいります。

令和6年度 要望箇所案内図



2 宇都宮高根沢バイパスの整備について

国道408号宇都宮高根沢バイパスの整備につきましては、鷺ノ谷交差点から国道4号までの早期開通、野高谷町交差点など主要な交差点の立体交差化及び4車線化について、引き続きよろしくようお願いいたします。

【県の回答概要】～齋藤勇作道路整備課長～

全長6.6kmの高規格道路で平成21年度に着手。令和元年5月に野高谷町交差点から鷺ノ谷交差点までの5.3kmを2車線で暫定開通。令和4年5月に宇都宮テクノ街道との交差点の北から鷺ノ谷交差点までの2.7kmを4車線に。残る野高谷町交差点から宇都宮テクノ街道の交差点の北までの残り2.6kmの内、南側1.5kmは令和6年度の冬に野高谷町交差点の立体化と合わせて4車線化を進めています。また、宇都宮テクノ街道の交差点部分の立体交差工事も進めています。鷺ノ谷交差点から国道4号までの未供用1.3kmの用地買収は済んでおり、工事難所のJR宇都宮線との立体交差の工事は下部工工事中で、上部工は昼は在来線が走り、夜は貨物車が運行されていることから、架設工事はお盆と正月の夜間に停電にして工事をする予定で進めています。計画的に事業を進め早期供用に努めてまいります。

3 確認事項：栃木県ABCプロジェクトについて

令和3年3月25日に策定されました自動運転実証実験の全体計画(案)では、令和5年度に芳賀町工業団地が実験地とされていました。しかし、令和6年3月18日の栃木県ABCプロジェクト成果報告会資料を見ますと令和6年度以降の実施へ調整中となっています。令和5年8月26日のLRT開業後、トランジットセンターである芳賀町工業団地管理センターからの2次交通充実(地域内交通)が求められています。このことから、芳賀町工業団地内の自動運転実証実験計画の状況をお教えいただけますようお願いいたします。

- ①今後の計画の有無です。大関町長は令和5年度に実施できなかったため延期ではなく中止？と言われていましたがこれは正しいのか。又は令和6年度のどこかで再度計画するのか？
- ②令和6年度に計画する場合、本田技研工業の車両なのか？又は他メーカーのバス車両なのか？

③令和7年度からバス路線の一部に自動運転バス導入と認識しているが、どの路線からどの様に導入するのか？芳賀町への導入計画はあるのか？全体導入計画を教えてくださいませんか？

【県の回答概要】～石崎浩交通政策課長～

①、②については、本田技研工業との調整となりますので、継続して話をしていきます。2次交通のあり方について県と芳賀町とで新たな予算を確保して、2次交通の充実に向けた社会実験を今年と来年で実施していきますので、地元の皆様と連携した取組みにご協力ください。

③については、ABCプロジェクトは昨年度一区切りついたところですが、国のロードマップでは令和7年度に本格実行とあるので、県もそれに沿って進められるものは進めたい。

■ 交通安全講習会を開催

交通防犯部会は8月2日(金)15社29名の参加のもと交通安全講習会を開催しました。

開会にあたり羽石明美交通防犯副部長から「日頃から芳工連の活動にご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございます。芳工連は芳賀町の工業団地に立地する82社の企業様が参加されている連絡協議会です。

芳工連では芳賀地区で働く方々や地域に暮らす方々が安全で安心して過ごせる環境の整備のために、毎年芳賀町、県、警察関係などの官公庁に対して各種陳情等も行い、会員企業の皆様に情報発信してきました。

次に交通防犯部会の活動内容を抜粋してご説明いたします。先ずは春と秋の交通安全運動では、早朝からの立哨やのぼり旗の設置など交通安全の啓発活動を行っております。また、本日の講習会も交通安全啓発活動の一環として、真岡警察署から交通課の岡畑様にお越しいただいて交通安全講話を実施しております。

この後、県内や芳賀地区の交通事故の状況や特徴、気を付けて欲しい項目など映像を交えてご説明いただけるとのことですので、ご自身の安全運転に活用していただくとともに、会社に戻られましたら、上司や同僚、友人とも情報共有をしていただき、安全意識の高揚に繋げていただけると幸いです。

この様な活動を通じて、芳賀町周辺の交通環境の向上を皆様と一緒に図ってまいりたいと思いますので、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします」などと挨拶がありました。

■ 岡畑貴裕 真岡警察署 交通課 交通総務係長による講話

①現在、県内の交通事故死者数は26人で、前年に対して4人減少しています。その内、真岡署管内の交通事故死者数は1人、前方不注意によるものなので集中して運転してほしい。

②運転前の車の点検（ライト、バックライトも）を、また方向指示器は3秒、30m手前で出してください。

③昨年の横断歩道での停止率は75%と高くなっていますが個人的には疑問です。なお、横断歩道の手前にはダイヤマークが2つ路面に表示されていますので、それを目印に対応できる運転をしてください。

④子どもや高齢者に優しい3S（ス-ィ：発見・減速・停止）運動を。子どもや高齢者は突然飛び出します。特に高齢者は我が物顔で飛び出すので、危険を予知した運転に心掛けてほしい。

⑤急ブレーキをかけた際、30km/hだと14m先で、60km/hだと44m先で、100km/hだと



と112m先で止まることを意識して運転を。また、住宅地内の道路は最高速度標識が設置されない限り全て30km/h制限とするゾーン30規制が導入されます。

⑥飲酒事故は実名報道となり、勤務先にもクレームが入るなど周りの方にも迷惑をかけることになるので、絶対にしないでください。また、交通事故は誰もが加害者にも被害者にもなりますので、安全運転に心掛けてください。

交通事故が起きない日はありませんが、〇(ゼロ)を目指して日々業務にあたっています！

■ お知らせ

◆ サンクレー株式会社 代表取締役 宮田 めぐみ様（芳工連理事）が9月10日から新たにタクシー業を始めますので、ご利用ください（コールセンター電話：028-688-8727）。

◆ 8月27日(火)に予定していました健康づくりセミナー（介護保険・認知症）は、台風10号の影響を考慮し、9月25日(水)に延期しました。

家族やご自身のためにも、受講をお勧めします。

飲酒運転には厳しい罰則と行政処分が！

酒酔い運転	酒気帯び運転
<p>罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転者 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ● 車両等の提供者 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ● 酒類の提供者・車両の同乗者 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 <p>行政処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎点数…35点 ・免許取消し…欠格期間3年^{※2※3} <p><small>※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。 ※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。 ※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。</small></p>	<p>罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転者 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ● 車両等の提供者 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ● 酒類の提供者・車両の同乗者 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 <p>行政処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満 ・基礎点数…13点 ● 免許停止…期間90日^{※2} ● 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上 ・基礎点数…25点 ・免許取消し…欠格期間2年^{※2※3}

LAW 1 安全運転管理者の選任	LAW 2 罰則の引き上げ
<p>道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務。自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p><small>中央自動車11人以上の自動車1台、その他自動車5台（乗車定員10台、9.5台として計算）</small></p> <p style="text-align: center;">安全運転管理者</p>	<p>道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 罰金…5万円以下の罰金 ● ……2万円以下の罰金又は料料 ● ……50万円以下の罰金 ● ……5万円以下の罰金 <p style="text-align: center;">罰金</p>

LAW 3 安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が「義務化」されました。
<p>令和5年12月より</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること <p style="text-align: center;">+</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること <p><small>※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警報、警報、記録等により表示機能等を有する機器</small></p>

◆ 芳工連日誌 ◆

【 8月の実績 】

- 1日 県土整備部長訪問
- 2日 交通安全講習会
- 2日 町口マン花火実行委員会
- 6日 団管連幹事会
- 8日 町政懇談会
- 9日 町ゴルフ連盟役員会
- 13～15日 管理センター臨時休館日
- 27日 健康づくりセミナー（9/25に延期）
- 28日 鬼怒工業用水協議会
- 28日 資源ごみ回収日

【 9月の予定 】

- 5日 総務企画部会
- 6日 安全衛生部会
- 11日 ボウリング大会
- 12日 郡市公衆衛生協会理事会・総会
- 13日 宇都宮市東部地域渋滞対策協議会
- 19日 第2回役員会
- 20日 交通防犯部会、交通安全のぼり旗設置
- 20日 女性活躍推進会議
- 21～30日 交通安全県民総ぐるみ運動
- 24日 LRTの交通事故防止広報活動
- 25日 交通安全街頭広報活動
- 25日 健康づくりセミナー
- 25日 資源ごみ回収日

9月1日は防災の日です。

見直そう！ 防災計画・防災備蓄品
～1923（大正12）年9月1日
関東大震災から101年～